

令和7年度 第1回庁議要旨

日時：令和7年4月9日（水）

午前9時～午前9時20分

会場：庁議室

[審議事項]

1 地方就職学生支援事業の拡充、運用等の改善に伴う石巻市地方就職学生支援金の創設について（復興企画部）

国は、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足に対応するため、本部が都内にある大学の東京圏のキャンパスへ4年以上在学する卒業年度の学部生が、地方での就職活動の交通費を支援する「地方就職学生支援事業」が令和6年度から創設されたことに伴い、令和6年3月に宮城県及び県内市町村の連名で地域再生計画（移住支援・マッチング支援・起業支援計画）を策定し、内閣総理大臣から認定を受けた。

しかしながら、令和6年10月に宮城県が創設した「地方就職学生支援事業実施要領」における要件が厳しく、県内の多くの自治体が見合わせることとなったことから、本市においても実施を見合わせていた。

令和7年1月20日付け内閣府より、令和7年度当初予算に盛り込まれた「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型）」に係る実施計画等の作成及び提出について事務連絡があり、その中で令和7年度から「地方就職学生支援事業」の要件が拡充及び運用等が改善されたことに伴い、宮城県でも実施要領が見直された。

東京圏の大学卒業後及び大学院修了後の地方移住を促進するため、本市への就職活動等にかかる交通費及び移住にかかる移転費を支援するもの。

(1) 主な内容

地方就職学生支援事業における拡充、運用等の改善

	拡充、運用等の改善	令和6年度までの要件
対象者	[改善] 東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに4年以上在学し、 <u>当該大学の卒業から1年以内の者</u> [拡充] 東京都内に本部がある大学院の東京圏内のキャンパスに在学し、 <u>当該大学院の修了から1年以内の者</u>	東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに4年以上在学する <u>卒業年度の学部生</u>
補助内容	就職活動等の交通費（1／2） [拡充] <u>地方に移住する際に要した移転費（実費）</u>	就職活動等の交通費（1／2）
就職活動期間	[改善] <u>特に定めない</u>	<u>就職活動に関する規定に沿った活動に要した交通費であること（6月1日以降の就職活動）</u>
補助上限額	交通費 19,710円 [拡充] <u>移転費 81,500円</u>	交通費 19,710円
申請時期	[改善] <u>移住・就職後（交通費については、卒業年度又は修了年度の時期でも可）</u>	<u>卒業年度（移住・就職する前）</u>

返還要件	【全額】 ①申請日から１年以内に内定企業へ就業しなかった場合 ②申請日から１年以内に本市に転入しなかった場合 ③就業開始から１年以内に要件を満たす職を辞した場合 ④転入日又は就業開始日のいずれか遅い日から３年未満で転出した場合 【半額】 ⑤転入日又は就業開始日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に転出した場合	【全額】 ①申請日から１年以内に内定企業へ就業しなかった場合 ②申請日から１年以内に本市に転入しなかった場合 ③就業開始から１年以内に要件を満たす職を辞した場合 ④転入日から３年未満で転出した場合 【半額】 ⑤転入日から３年以上５年以内に転出した場合

(2) 今後の予定

令和７年４月 石巻市地方就職学生支援金交付要綱の制定（令和７年４月１日遡及適用）

〔報告事項〕

１ 少額随意契約の基準額見直しに伴う関係例規の整理について（総務部）

「地方自治法施行令の一部を改正する政令」（令和７年政令第９４号）が、令和７年３月２８日に公布され、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から、随意契約によることが可能とされる基準額が引き上げられた。

地方自治法施行令の改正に伴い、関係する例規の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

地方自治法施行令別表第五 ※市区町村における基準額のみ抜粋

契約の種類	改正案	現行
① 工事又は製造の請負	<u>200万円</u>	<u>130万円</u>
② 財産の買入れ	<u>150万円</u>	<u>80万円</u>
③ 物件の借入れ	<u>80万円</u>	<u>40万円</u>
④ 財産の売払い	<u>50万円</u>	<u>30万円</u>
⑤ 物件の貸付け	30万円	30万円
⑥ 前各号に掲げるものの 外的もの	<u>100万円</u>	<u>50万円</u>

【改正が必要となる例規】

- ・石巻市教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（平成１７年石巻市規則第６号）
- ・石巻市契約規則（平成１７年石巻市規則第５７号）
- ・石巻市建設工事等執行規則（平成１７年石巻市規則第２００号）
- ・石巻市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成１７年石巻市規則第２０１号）
- ・石巻市事務決裁規程（平成１７年石巻市訓令第６号）
- ・石巻市建設工事等契約事務取扱要綱（平成１７年石巻市訓令第５６号）
- ・石巻市競争入札審査委員会設置要綱（平成１７年石巻市訓令第９１号）
- ・石巻市教育委員会決裁規程（平成１７年石巻市教育委員会訓令第１号）

- ・石巻市小規模契約希望者登録要綱（平成１７年石巻市告示第１９３号）
- ・石巻市小額工事等の施行及び契約事務に関する要綱（平成１７年石巻市告示１９６号）

(2) 今後の予定

なし

2 石巻市移住支援金の見直しについて（復興企画部）

国は、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足に対応するため、地方における起業、ＵＩＪターンによる起業・就業者を創出する地方公共団体の取組を支援しており、本市においては、平成３１年３月から宮城県及び県内市町村の連名で地域再生計画（移住支援・マッチング支援・起業支援計画）を策定し、内閣総理大臣の認定を受けて「移住支援事業」に取り組んできた。

令和７年１月２０日付け内閣府より、令和７年度当初予算に盛り込まれた「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金（移住・起業・就業型）」に係る実施計画等の作成及び提出について事務連絡があり、その中で令和７年度の「移住支援事業」における支援対象者の要件が一部見直された。

引き続き新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用するため、国の要件に合わせて、本市の要件を見直したものの。

(1) 主な内容

石巻市移住支援金における移住先要件（関係人口要件）の見直し

これまでの【支給対象者の要件】に加え、新たに【地域の担い手確保の要件】が追加されたもの。

変更後	変更前
次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 (1) 石巻市に対し、複数年にわたり、「ふるさと納税」等による寄附を行ったことがある。 (2) 石巻市に居住したことがある。 (3) 石巻市内に３親等以内の親族がいる。 (4) 移住相談窓口を通じて石巻市が主催する事業（お試し移住含む）に参加したことがある。 (5) 東日本大震災以降、石巻市でボランティア活動をしたことがある。 【地域の担い手確保の要件】 (1) 農林水産業に就業する者 (2) 家業へ就業する者 (3) 石巻市が認めた企業に就業する者 (4) 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者	次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 (1) 石巻市に対し、複数年にわたり、「ふるさと納税」等による寄附を行ったことがある。 (2) 石巻市に居住したことがある。 (3) 石巻市内に３親等以内の親族がいる。 (4) 移住相談窓口を通じて石巻市が主催する事業（お試し移住含む）に参加したことがある。 (5) 東日本大震災以降、石巻市でボランティア活動をしたことがある。

(2) 今後の予定

令和７年４月 事業開始

3 国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しについて（保健福祉部）

国民健康保険の被保険者間における保険税負担の公平性の確保及び消費者物価の上昇等の経済動向を踏まえ、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得が見直された。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

令和7年度課税分から課税限度額及び低所得者に係る保険税軽減判定所得の見直しを行う。

ア 課税限度額の見直し

	改 正	現 行
基礎課税額分（医療分）	<u>66万円</u>	<u>65万円</u>
後期高齢者支援金等分	<u>26万円</u>	<u>24万円</u>
介護納付金分	17万円	17万円
合計	<u>109万円</u>	<u>106万円</u>

イ 低所得者に係る保険税軽減判定所得の見直し

軽減割合	改 正	現 行
7割軽減	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数－1) 以下	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数－1) 以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数－1) + <u>30.5万円</u> ×被保険者数	43万円+10万円×(給与所得者等の数－1) + <u>29.5万円</u> ×被保険者数
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数－1) + <u>56万円</u> ×被保険者数	43万円+10万円×(給与所得者等の数－1) + <u>54.5万円</u> ×被保険者数

※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合

※2 給与所得者等の数及び被保険者数には、特定同一世帯所属者（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。

※3 給与所得者等とは、一定額（55万円）を超える給与収入を有する者又は一定額（65歳未満は60万円、65歳以上は125万円）を超える公的年金等の支給を受ける者で給与所得を有しない者をいう。

(2) 今後の予定

石巻市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（令和7年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

4 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について（保健福祉部）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、令和6年度まで国の財政支援により免除措置を行ってきたところであるが、今般、国の財政支援が令和7年度まで延長された。

国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

【対象】

- ・帰還困難区域の被保険者に係る令和7年度相当分の国民健康保険税及び介護保険料であって、令和8年3月31日までに納期限が到来する額（令和7年3月31日に指定が解除された帰還困難区域の上位所得層は令和7年4月分から9月分までに相当する月割算定額）
- ・平成28年に避難指示区域等の指定が解除された上位所得者層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る令和7年度相当分の国民健康保険税額及び介護保険料額であって、令和8年3月31日までに納期限が到来する額の半額（平成27年までに指定が解除された区域を除く）
- ・平成29年から令和5年度までに避難指示区域等の指定が解除された上位所得者層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る令和7年度相当分の国民健康保険税額及び介護保険料額であって、令和8年3月31日までに納期限が到来する額

【免除措置に係る新旧対照表】

区 域	所得区分	改正後	現 行
帰還困難区域 ※1 を除く	—		
旧避難指示区域等 （平成27年までに解除された区域を除く）	上位所得層※以外	令和8年3月分まで	令和7年3月分まで
旧避難指示区域等 （令和5年4月2日以降の令和5年度中に解除された区域）	上位所得層	免除措置終了	令和6年9月分まで
帰還困難区域※1 （令和7年3月31日までに解除された区域）	上位所得層※以外	令和8年3月分まで	令和7年3月分まで
	上位所得層	令和7年9月分まで	

※上位所得層 国保：世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

介護：被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

【免除対象者】

国民健康保険税 2世帯 ※富岡町からの避難者

介護保険料 1人 ※浪江町からの避難者（令和7年3月末現在）

(2) 今後の予定

東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正の専決処分（令和7年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

5 いしのまき観光大使の再任及び新規委嘱について（産業部）

観光大使は、観光・物産のPRや、イメージアップなどを担う重要な役割であり、宮城県や仙台市のほか、各自治体で委嘱している。

本市においては、東日本大震災で得た支援者とのつながりなどを大切にし、現在、本市は22名と1組に観光大使を委嘱している。

今般、令和7年3月31日に任期満了を迎える13名と1組の大使に再任の意思確認を行ったところ、12名と1組から再任の承諾を得たほか、新規委嘱についても検討を行ってきた。

観光大使の委嘱により、本市の魅力を広く紹介し、市の観光振興とイメージアップを図るもの。

(1) 主な内容

ア 再任者：12名と1組（令和7年4月1日付け）

- ① 遠藤 正明
- ② サンドウィッチマン（伊達 みきお、富澤 たけし）
- ③ 美有姫
- ④ 林家 たい平
- ⑤ 本間 秋彦
- ⑥ 松川 茄穂
- ⑦ 萌江
- ⑧ 横山 雄二
- ⑨ 大森 香奈
- ⑩ 小松 準弥
- ⑪ 中西 哲生
- ⑫ クミコ
- ⑬ 齊藤 清

※なお、道端カレン氏からは辞退の申し出があった。

イ 新規委嘱者：3名（令和7年4月1日付け）

- ① 庄司^{しょうじ} 輝秋^{てるあき} 映画監督・脚本家、石巻市出身
- ② 村上^{むらかみ} 純^{じゅん} 芸人、母親が石巻市出身
- ③ 清水^{しみず} 一宏^{かずひろ} 芸人、元石巻市地域おこし協力隊

ウ 任期

委嘱した日から起算し3年目の年度の末日まで（再任を妨げず、任期終了前に再任の確認を行う。）

エ 報酬等

- ① 無報酬（ただし、市の依頼で旅行をした場合、予算の範囲内において費用弁償を支給する）。
- ② 観光宣伝に寄与するための名刺、本市に関する情報誌及び資料等を支給する。

(2) 今後の予定

令和7年4月17日 委嘱状交付式、記念品の贈呈

【その他】

- ・機構改革に伴う石巻市地域防災計画に係る暫定的な対応について（危機管理部）

以上